

厚生労働科学研究費の概要

少子高齢化の進展、疾病構造の変化、国民を取り巻く社会環境の変化、国民のニーズの多様化・高度化などに的確に対応した厚生労働行政が求められています。

行政施策は、適切妥当な科学的根拠に立脚する必要があります。そのためには、厚生労働省所管の国立試験研究機関等で研究を行うのみならず、産官学の各分野が協力して新しい知見を生み出す必要があります。厚生労働科学研究は、このような目的の為に行われる厚生労働省の研究を総称しています。



現在の研究費補助の萌芽は、昭和 26 年度に創設された厚生科学研究費補助金制度です。それが漸次拡大され、昭和 59 年度からは対がん 10 カ年総合戦略が始まるなど、平成 7 年度以降は国全体の科学技術基本計画に基づき、大幅な拡大がみられています。平成 21 年度には、484 億円の研究費により 1,500 以上の研究をサポートしています。

厚生労働科学研究費の特徴

厚生労働科学研究事業は、行政政策研究、厚生科学基盤研究、疾病・障害対策研究、健康安全確保総合研究の 4 分野から構成されています。外部の専門家のご意見や行政上の必要性等を踏まえ、研究事業毎に、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等の課題を解決する「目的志向型の研究課題設定」を行い、その上で、原則として公募により研究課題及び研究班を募集し、評価委員会の評価を経て、採択を決定します。

